

# 長瀬町物価高騰対策生活者支援事業

## 参加事業所マニュアル

### 1 事業内容

町では、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰で苦慮している町民を支援するため、町内の参加店で使用できる商品券を配付します。

#### (1) 事業名

物価高騰対策生活者支援事業

#### (2) 対象者

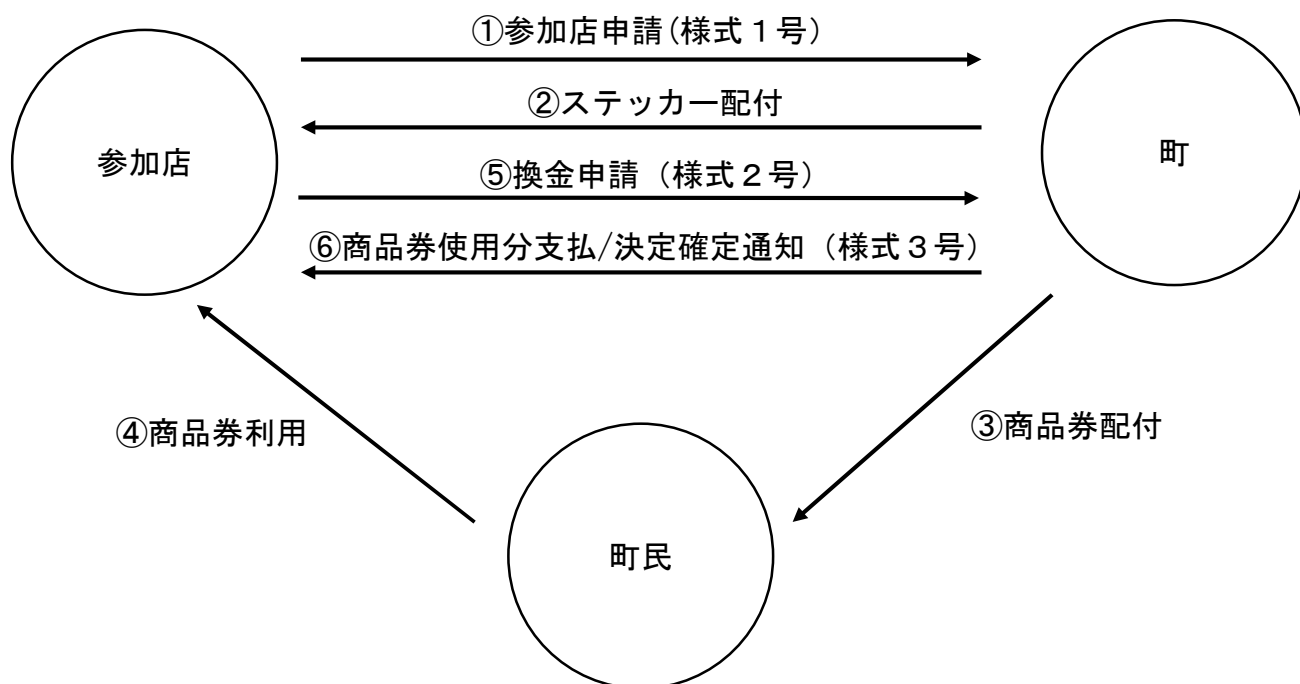
町内住民1人につき3,000円 配布

全店共通券 1,500円 (500円×3枚)

中小一般券 1,500円 (500円×3枚)

※ 全店共通券 (500円×3枚)、中小一般券 (500円×3枚) の合計3,000円分の商品券を約6,800人 (全店共通券20,400枚、中小一般券20,400枚) へ配付

### 2 事業概要



(1) 商品券の使用期限(有効期限)は、令和5年6月1日(木)から令和5年8月31日(木)までとします。また、有効期限後は商品券を使用することはできません。

(2) 商品券は再発行をしません。

(3) 商品券の利用可能な店舗は、取扱参加店登録をした店舗とします。

### 3 商品券の取扱方法

- (1) 消費者（お客様）が商品券を使用されるときは、偽造券（カラーコピー等）、以前配付したものでないかを確認のうえ取り扱ってください。  
なお、商品券は偽造防止策として次の加工が施してある。
  - ・蛍光インキ加工
  - ・ナンバリング（商品券1枚ごとに異なる番号が振られている。）
- (2) 商品券の額面金額の合計が取引の対価を下回る場合のみ使用できる。
- (3) 商品券を交換、譲渡及び売買しないでください。また、他店転用及び直接換金はしないでください。
- (4) 商品券を次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用させないでください。
  - ① 不動産や金融商品
  - ② たばこ
  - ③ プリペイドカード等換金性の高いもの
  - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
  - ⑤ 国税、地方税や使用料などの租税公課
- (5) 商品券は、再発行をしないので、取り扱いには十分注意してください。

### 4 参加店の責務及び注意事項

- (1) 特定取引において商品券の受取を拒まないでください。
- (2) 町と適切な連携体制を構築してください。
- (3) このマニュアルに定める事項を遵守してください。

### 5 商品券の換金手続き

- (1) 商品券の換金は、商品券枚数の確認及び商品券裏面に参加店のゴム印等を押印したうえで、「長瀬町物価高騰対策生活者支援事業商品券換金申請書兼請求書（様式第2号）」に必要事項を記入し、商品券とともに企画財政課へ提出してください。  
（土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時までの受付とします。）  
※ 換金手続きは、終了後にまとめて実施していただいても、例えば毎月実施していただいてもどちらでも対応できます。
- (2) 口座振替は、町が指定する日に行います。
- (3) 商品券の換金申請期限は、令和5年10月31日（火）までとします。
- (4) 町から「長瀬町物価高騰対策生活者支援事業商品券換金決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）」を通知します。

※ 現在、商品券については印刷作業の入札をしているため、最終的なデザイン等が決まりましたら、ステッカーの配布を行う際に、商品券の情報を追記した本マニュアルをお送りいたします。